

手数料の返戻金制度

有料職業紹介契約に基づき紹介した人材が、本人の責めによる解雇
または自己都合で退職した場合、紹介手数料について次の割合で
計算した金額を紹介先企業に払い戻します。

記

- 1、入社後1ヶ月以内 紹介手数料の80%
- 2、入社後3ヶ月以内 紹介手数料の50%

以上

許可番号：33-ユ-300205

事業所名：株式会社ダイト 宇野事業所